

特定記録等事務代行等委託要領

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 特定記録等事務 (第 4 条—第 17 条)
- 第 3 章 特定変更記録事務 (第 18 条—第 29 条)
- 附則

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。) 第 74 条の 5 第 1 項の規定による継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託及び法第 74 条の 6 第 1 項の規定による自動車検査証の変更記録に関する事務の委託に関しては、同法、道路運送車両法施行令 (昭和 26 年政令第 254 号) 及び道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。) の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定記録等事務 自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務であって、施行規則第 49 条の 6 各号に掲げる事務に該当しないもの
- 二 特定記録等事務代行者 本要領第 6 条の規定により、運輸支局長 (運輸監理部長を含む。以下同じ。) 又は軽自動車検査協会 (以下「運輸支局長等」という。) より特定記録等事務の委託を受けた者
- 三 特定変更記録事務 登録自動車の自動車検査証の変更記録に関する事務であって、施行規則第 49 条の 20 に定める事務に該当しないもの
- 四 特定変更記録事務代行者 本要領第 20 条の規定により、運輸支局長より特定変更記録事務の委託を受けた者
- 五 委託番号 運輸支局長等が、特定記録等事務代行者又は特定変更記録事務代行者 (以下「記録等事務代行者」と総称する。) に特定記録等事務又は特定変更記録事務 (以下「記録等事務」と総称する。) を委託するときに付与する固有の番号
- 六 記録等事務代行アプリ 国土交通省自動車局 (以下「本省」という。) が構築し、提供するアプリケーションであって、記録等事務代行者が記録等事務を行う際に使用するもの

(委託業務に係る費用)

第 3 条 記録等事務代行者は、運輸支局長等に対し、記録等事務を行うにあたって必要となる費用又は手数料その他の金銭の支払を請求することができない。

第 2 章 特定記録等事務

(申請の単位)

第 4 条 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、特定記録等事務の委託の申請について、事業場単位で申請を行うものとする。

(特定記録等事務の委託の申請)

第 5 条 登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は、最寄りの運輸支局長に、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は、軽自動車検査協会に申請するものとする。

- 2 前項の規定により、同時に運輸支局長及び軽自動車検査協会のいずれにも申請するときは、登録自動車に係る事務及び検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨を申請書に明記の上、運輸支局長及び軽自動車検査協会に同時に申請するものとする。
- 3 既に軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている場合において登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとするとき又は法第 7 4 条の 6 第 1 項に基づき変更記録事務の委託を受けている場合において特定記録等事務の委託を受けようとするときは、本要領第 8 条又は第 2 2 条の規定により既に付与された委託番号を申請書に記載するものとする。
- 4 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、申請書に連絡先、メールアドレスその他の特定記録等事務の実施にあたり必要な事項を記載して提出するものとする。

(委託に当たっての審査基準等)

第 6 条 運輸支局長は、特定記録等事務の委託に関する申請があった場合において、施行規則第 4 9 条の 7 の要件として、以下の (1) から (5) に適合すると認められるときは、委託するものとする。

- (1) 特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な能力を有する者として、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ア 行政書士の資格を有する者又は行政書士法人
 - イ 行政書士法（昭和 2 6 年法律第 4 号）第 1 9 条第 1 項ただし書に規定する総務省令で定める者として、行政書士法施行規則（昭和 2 6 年総理府令第 5 号）第 2 0 条第 2 項第 2 号に規定される者（ただし、同号で規定される手続きの区分に限る。）
 - ウ 指定自動車整備事業の指定を受けている者
- (2) 特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な組織として、以下の業務を行う特定記録等事務責任者を選任し、当該事務を確実に実施できる体制を構築していること。
 - ア 自動車検査証への記録の適切な実施の管理
 - イ 検査標章の保管及び出納の管理
 - ウ 法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督
 - エ 問題が生じた場合等において運輸支局長等と確実に連絡が取れる体制の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理
- (3) 特定記録等事務を実施するのに必要な設備等として、以下を備えていること。

- ア 記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン
- イ アに接続し、検査標章、自動車検査証記録事項等を印刷するための機器
- ウ アに接続し、自動車検査証に搭載される IC タグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器
- エ インターネット接続環境
- オ 記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの

(4) 特定記録等事務を実施するにあたって、必要なセキュリティ対策が講じられていること。

(5) 施行規則第 49 条の 7 第 3 号に掲げる者に該当しないこと。

2 前条第 2 項の規定により、登録自動車に係る事務及び検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨が明記されている場合において、前項に定める要件をすべて満たしていると認めるときは、当該申請を受けた運輸支局長はその旨を軽自動車検査協会に通知しなければならない。

3 運輸支局長は、軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託に関する申請を審査するため、申請者が第 1 項 (1) ウに該当する者であるかについて問合せがあった場合は速やかに回答すること。

(委託に係る事務の範囲)

第 7 条 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に対し、施行規則第 49 条の 6 各号に掲げる事務を委託してはならない。

(委託書)

第 8 条 運輸支局長は、特定記録等事務の委託をしたときは、当該特定記録等事務代行者に対して固有の委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書を交付するものとする。ただし、既に当該特定記録等事務代行者が軽自動車検査協会より特定記録等事務の委託を受けているとき又は本要領第 20 条の規定により既に特定変更記録事務の委託を受けているときは、新たに委託番号を付与せず、先に委託を受けた際に付与された委託番号を委託書に記載するものとする。

(通知の方法)

第 9 条 運輸支局長は、施行規則第 49 条の 4 の規定に基づき特定記録等事務代行者に通知を行うときは、記録等事務代行アプリを通じて通知することとする。

(特定記録等事務代行者が講じる措置)

第 10 条 特定記録等事務代行者は、施行規則第 49 条の 4 の規定による通知を受けたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 通知を受けた自動車の自動車検査証の有効期間及び自動車検査証へ記録すべき事項を記録等事務代行アプリを使用することにより自動車検査証に記録し返付すること。
- 二 通知を受けた自動車の自動車検査証の有効期間と同一の有効期間を表示した検査標章を交付すること。

(検査標章の配付等)

- 第 1 1 条 運輸支局長は、特定記録等事務代行者の申請により、特定記録等事務に必要な検査標章を配付することとする。
- 2 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から未使用の検査標章の返納があった場合はこれを回収することとする。

(検査標章の出納の記録)

- 第 1 2 条 運輸支局長は、検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、前条の規定により検査標章を配付、回収したとき又は紛失の報告を受けたときは、出納状況を記録しなければならない。
- 2 特定記録等事務代行者は、検査標章の受入れ、交付、き損及び紛失等を記録する検査標章授受出納簿（事業者用）を作成し、検査標章の出納状況を適切に管理しなければならない。

(特定記録等事務代行者に関する記録及びインターネットへの公開等)

- 第 1 3 条 運輸支局長は、施行規則第 4 9 条の 5 第 1 項の規定により特定記録等事務代行者に関する記録を作成したときは、当該記録を本省に報告しなければならない。
- 2 本省は、施行規則第 4 9 条の 5 第 2 項の規定により特定記録等事務代行者の名称及び住所等を、本省が管理するホームページに掲載することとする。
- 3 運輸支局長は、各運輸支局ホームページにリンクを設置するなど前項に規定するホームページを閲覧することができる状態にすることとする。
- 4 運輸支局長は、施行規則第 4 9 条の 1 3 の規定による変更の承認を行ったとき又は第 4 9 条の 1 4 の規定による変更の届出があったときは、第 1 項の規定による記録を更新し、当該記録を本省に報告しなければならない。
- 5 運輸支局長は、施行規則第 4 9 条の 1 5 の規定による廃止の届出又は第 4 9 条の 1 6 の規定による委託の解除を行ったときは、第 1 項の規定による記録を削除し、その旨を本省に報告しなければならない。
- 6 本省は、前 2 項の規定による報告を受けたときは、第 2 項に規定するホームページに掲載した情報を更新又は削除することとする。

(事業場の位置の変更の承認)

- 第 1 4 条 特定記録等事務代行者は、施行規則第 4 9 条の 1 3 の規定により事業場の位置を変更しようとするときは、本要領第 5 条各項の規定に準じて、変更の承認申請を行うものとする。
- 2 前項の規定により申請があったときは、運輸支局長は、本要領第 6 条第 1 項（2）、（3）及び（4）の審査基準等に準じて審査を行い、要件を満たしていると認められる場合は承認するものとする。

(氏名又は名称等の変更の届出)

- 第 1 5 条 特定記録等事務代行者は、施行規則第 4 9 条の 1 4 の規定により変更の届出をするときは、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。

- 2 特定記録等事務代行者は、前項に定めるほか、本要領第 5 条第 4 項の規定により提出した連絡先、メールアドレスその他の特定記録等事務の実施にあたり必要な事項に変更があった場合は、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。

(委託業務廃止の届出)

- 第 16 条 特定記録等事務代行者は、施行規則第 49 条の 15 の規定による委託業務廃止の届出をするときは、あらかじめ、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。
- 2 特定記録等事務代行者は、前項の廃止をした場合、遅滞なく保管している検査標章を運輸支局長に返納すること。

(委託の解除等)

- 第 17 条 運輸支局長は、施行規則第 49 条の 16 の規定によるほか、特定記録等事務代行者が本要領の規定に違反したときは委託を解除することができる。
- 2 運輸支局長は、前項の解除を行った場合、当該解除を行った特定記録等事務代行者に対し、遅滞なく保管している検査標章を返納させるものとする。

第 3 章 特定変更記録事務

(申請の単位)

- 第 18 条 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、特定変更記録事務の委託の申請について、事業場単位で行うものとする。

(特定変更記録事務の委託の申請)

- 第 19 条 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、当該委託を受けようとする事務の範囲を管轄する運輸支局長に申請するものとする。
- 2 前項の規定において、複数の運輸支局長に申請するときは、申請手続を行うにあたり利便性の高い運輸支局長（以下「代表運輸支局長」という。）を指定した上で、複数の運輸支局長に同時に申請するものとする。
 - 3 既に運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けている場合において委託を受けていない運輸支局長から委託を受けようとするとき又は法第 74 条の 5 第 1 項に基づき特定記録等事務の委託を受けている場合において特定変更記録事務の委託を受けようとするときは、本要領第 8 条又は第 22 条の規定により既に付与されている委託番号を申請書に記載するものとする。
 - 4 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、申請書に連絡先、メールアドレスその他の特定変更記録事務の実施にあたり必要な事項を記載して提出するものとする。

(委託に当たっての審査基準等)

- 第 20 条 運輸支局長は、特定変更記録事務の委託に関する申請があった場合において、施行規則第 49 条の 21 の要件として、以下の (1) から (5) に適合すると認められるときは、委託するものとする。ただし、複数の運輸支局長へ同時に申請があった場合は前条第 2 項に規定す

る代表運輸支局長が審査し、他の運輸支局長は次項の規定により代表運輸支局長から通知を受けてから審査するものとする。

(1) 特定変更記録事務を実施するのに必要かつ適切な能力を有する者として、行政書士の資格を有する者又は行政書士法人であること。

(2) 特定変更記録事務を実施するのに必要かつ適切な組織として、以下の業務を行う特定変更記録事務責任者を選任し、当該事務を確実に実施できる体制を構築していること。

ア 自動車検査証への記録の適切な実施の管理

イ 法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督

ウ 問題が生じた場合等において運輸支局長と確実に連絡が取れる体制の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理

(3) 特定変更記録事務を実施するのに必要な設備等として、以下を備えていること。

ア 記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン

イ アに接続し、自動車検査証記録事項を印刷するための機器

ウ アに接続し、自動車検査証に搭載される IC タグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器

エ インターネット接続環境

オ 記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの

(4) 特定変更記録事務を実施するにあたって、必要なセキュリティ対策が講じられていること。

(5) 施行規則第 49 条の 2 第 3 号に掲げる者に該当しないこと。

2 前条第 2 項の規定により、申請者が複数の運輸支局長に対して委託の申請をした場合において、代表運輸支局長は、前項に定める要件をすべて満たしていると認めたときは、その旨を申請があった他のすべての運輸支局長に通知しなければならない。

(委託に係る事務の範囲)

第 21 条 運輸支局長は、特定変更記録事務代行者に対し、施行規則第 49 条の 20 に掲げる事務を委託してはならない。

(委託書)

第 22 条 運輸支局長は、特定変更記録事務の委託をしたときは、当該特定変更記録事務代行者に対して固有の委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書を交付するものとする。ただし、既に当該特定変更記録事務代行者が本要領第 6 条の規定により特定記録等事務の委託を受けているとき又は本要領第 20 条の規定により他の運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けているときは、新たに委託番号を付与せず、先に委託を受けた際に付与された委託番号を委託書に記載するものとする。

(通知の方法)

第 23 条 運輸支局長は、施行規則第 49 条の 18 の規定に基づき特定変更記録事務代行者に通知を行うときは、記録等事務代行アプリを通じて通知することとする。

(特定変更記録事務代行者が講じる措置)

第 2 4 条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第 4 9 条の 1 8 の規定による通知を受けたときは、通知を受けた自動車検査証の変更記録を行うために必要な事項を記録等事務代行アプリを使用することにより自動車検査証に記録し返付しなければならない。

(特定変更記録事務代行者に関する記録及びインターネットへの公開等)

第 2 5 条 運輸支局長は、施行規則第 4 9 条の 1 9 第 1 項の規定により特定変更記録事務代行者に関する記録を作成したときは、当該記録を本省に報告しなければならない。

- 2 本省は、施行規則第 4 9 条の 1 9 第 2 項の規定により特定変更記録事務代行者の名称及び住所等を、本省が管理するホームページに掲載することとする。
- 3 運輸支局長は、各運輸支局ホームページにリンクを設置するなど前項に規定するホームページを閲覧することができる状態にすることとする。
- 4 運輸支局長は、施行規則第 4 9 条の 2 6 の規定による変更の承認を行ったとき又は第 4 9 条の 2 7 の規定による変更の届出があったときは、第 1 項の規定による記録を更新し、当該記録を本省に報告しなければならない。
- 5 運輸支局長は、施行規則第 4 9 条の 2 8 の規定による廃止の届出又は第 4 9 条の 2 9 の規定による委託の解除を行ったときは、第 1 項の規定による記録を削除し、その旨を本省に報告しなければならない。
- 6 本省は、前 2 項の規定による報告を受けたときは、第 2 項に規定するホームページに掲載した情報を更新又は削除することとする。

(事業場の位置の変更の承認)

第 2 6 条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第 4 9 条の 2 6 の規定により事業場の位置を変更しようとするときは、本要領第 1 9 条各項の規定に準じて、変更の承認申請を行うものとする。

- 2 前項の規定により申請があったときは、運輸支局長は本要領第 2 0 条第 1 項 (2)、(3) 及び (4) の審査基準等に準じて審査を行い、要件を満たしていると認められる場合は承認するものとする。

(氏名又は名称等の変更の届出)

第 2 7 条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第 4 9 条の 2 7 の規定により変更の届出をするときは、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

- 2 特定変更記録事務代行者は、前項に定めるほか、本要領第 1 9 条第 4 項の規定により提出した連絡先、メールアドレスその他の特定変更記録事務の実施にあたり必要な事項に変更があった場合は、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

(委託業務廃止の届出)

第 2 8 条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第 4 9 条の 2 8 の規定による委託業務廃止の届出をするときは、あらかじめ、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

(国自情第 44 号、国自整第 50 号 令和 4 年 5 月 20 日)

(委託の解除等)

第 29 条 運輸支局長は、施行規則第 49 条の 29 の規定によるほか、特定変更記録事務代行者が本要領の規定に違反したときは委託を解除することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 4 年 5 月 23 日から施行する。